



豊平交通安全情報

～令和7年度第11号～

令和7年7月24日

豊平警察署

交通第一課

交通事故が発生したら必ず警察に報告!!



交通事故が発生したら直ちに警察に届出して下さい。
交通事故が発生した際は、車両の運転者は、**負傷者を救護すること、道路上の危険を防ぐ措置をとること、警察への報告義務があることが法律で定められており、違反すると刑事処罰の対象となります。**



後のトラブル防止のためにも、**事故後は直ちに報告しましょう!**



～ 罰 則 ～

【救護措置義務】

- 人身事故の場合
 - ・ 運転者

(運転に起因し人を死傷させた場合) 10年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

(上記以外の場合)

5年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

- ・ 乗務員

1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

- 物件事故の場合

1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

【報告義務】

3ヶ月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

すぐに報告して
いれば...



ストップ・ザ・交通事故